

開発許可制度の運用基準（令和7年4月）の適用時期について

適用時期は、令和7年4月1日以降（開発許可については令和7年4月1日以降開発概要書受付分）より適用する。

ただし、盛土規制法の適用開始に伴う次の項目の適用については、令和7年5月23日以降に開発許可を行うものについても適用する。

章	項 目
第1章	1.1. 開発行為
第2章	1.3. 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可との関係
第3章	1.1. 開発許可申請（開発行為許可申請書添付図書リスト）
	4. 標識の掲示
	5.1. 中間検査
	5.2. 段階検査
	5.3. 定期の報告
第4章	1.1. 適用区分
	6.2.1. 計画雨水量の算定
	6.2.3. 計画通水量の算定
	6.3.2. 排水施設の材料と漏水防止（浸透型排水施設の設置禁止箇所）
	6.5. 地下排水施設
	9.1. 宅地の防災
	9.1.2. 軟弱地盤に関する基準
	9.1.3. 造成行為